

(19) 日本国特許庁 ( J P )

(12) 公開特許公報 ( A )

(11) 特許出願公開番号

特開平10-84774

(43) 公開日 平成10年(1998) 4月7日

(51) Int.Cl. <sup>6</sup>	識別記号	F I
A 0 1 G 1/08		A 0 1 G 1/08
E 0 4 B 1/00	5 0 2	E 0 4 B 1/00 5 0 2 J
E 0 4 H 1/02		E 0 4 H 1/02

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願平8-239516

(22) 出願日 平成8年(1996) 9月10日

(71) 出願人 000114086

ミサワホーム株式会社

東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号

(72) 発明者 泉 三朗

東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号 ミ

サワホーム株式会社内

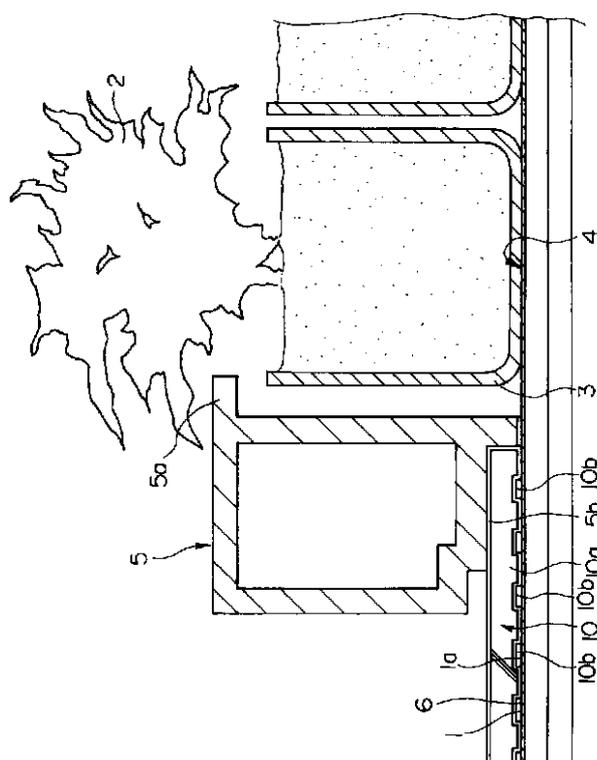
(74) 代理人 弁理士 荒船 博司

(54) 【発明の名称】 バルコニー等の緑化構造

(57) 【要約】

【課題】 建物の屋上、バルコニー等を容易に緑化するとともに、景観の美しいものとする事ができるバルコニー等の緑化構造を提供すること。

【解決手段】 バルコニーの床面1上の一部に、植物2が植えられたプランタ3を載置し、このプランタ3が載置された載置部4と、その他の前記床面との境界部に、前記プランタ3より高い仕切部5を設けることによって、プランタ3自体が前記仕切部5によって隠され、一方、プランタ3に植えられた植物2は仕切部5から上方に突出しており、しかも、該植物2は仕切部5によって、載置部4以外の床面1aから分離しているため、あたかも花壇に植えられた植物のような、美しい景観を容易に造りだす。



## 【特許請求の範囲】

【請求項1】 バルコニーまたは屋上の床面が防水処理され、この防水処理された床面上の一部に、植物が植えられたプランタが載置され、このプランタが載置された載置部と、その他の前記床面との境界部に、前記プランタより高い仕切部が設けられていることを特徴とするバルコニー等の緑化構造。

【請求項2】 請求項1記載のバルコニー等の緑化構造において、前記仕切部が複数の仕切部ピースを接続することによって構成されていることを特徴とするバルコニー等の緑化構造。

【請求項3】 請求項1～3のいずれかに記載のバルコニー等の緑化構造において、前記プランタが載置された載置部は、前記床面の縁部側に配置されていることを特徴とするバルコニー等の緑化構造。

【請求項4】 請求項1～3のいずれかに記載のバルコニー等の緑化構造において、前記プランタが載置された載置部は、前記床面の縁部側のうち、外側に位置する縁部側に配置されていることを特徴とするバルコニー等の緑化構造。

【請求項5】 請求項1～4のいずれかに記載のバルコニー等の緑化構造において、前記プランタが載置された載置部以外の床面上には、床材が敷設されていることを特徴とするバルコニー等の緑化構造。

【請求項6】 請求項5記載のバルコニー等の緑化構造において、前記床材が、複数の床材ユニットピースで構成されていることを特徴とするバルコニー等の緑化構造。

## 【発明の詳細な説明】

## 【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、建物の屋上、バルコニー等を容易に緑化することができるバルコニー等の緑化構造に関するものである。

## 【0002】

【背景の技術】建物の屋上、バルコニー等を緑化する場合、例えば、レンガ、ブロック、コンクリート等で枠組みをして、この枠組内に庭土を投入して均し、ここに植栽を施したり、あるいは、前記屋上やバルコニーに、単に、植物が植えられたプランタ等を適当に配置したりしている場合が多い。

## 【0003】

【発明が解決しようとする課題】ところが、前者の場合、庭土はそれが多量になると、庭土をバルコニー等にクレーン等を利用して搬入しなければならないので、かなり大掛かりなものとなり、また、庭土を入れた場合、そこに植栽を施したり、また、それを植替るのに手間がかかっていた。一方、後者の場合、植物が植えられたプ

ランタ等を適当に配置しているだけであり、しかもプランタ自体が見えるので、雑然としたイメージとなり易く、花壇のような景観の美しいものとするのは困難であった。

【0004】本発明は上記事情に鑑みてなされたもので、建物の屋上、バルコニー等を容易に緑化するとともに、景観の美しいものとするのできるバルコニー等の緑化構造を提供することを目的としている。

## 【0005】

10 【課題を解決するための手段】上記目的を達成するために、本発明の請求項1のバルコニー等の緑化構造は、例えば図1に示すように、バルコニーまたは屋上の床面1を防水処理し、この防水処理した床面上の一部に、植物2が植えられたプランタ3を載置し、このプランタ3が載置された載置部4と、その他の床面1aとの境界部に、前記プランタ3より高い仕切部5を設けたものである。

20 【0006】前記バルコニーまたは床面1を防水処理するには、例えば、該床面1上に防水シート6を敷設することにより行う。この防水シート6は、床面上に露出しておいてもよいが、該防水シート6上に、これを保護するための床材10を敷設してもよい。前記プランタ3は、その中に用土を入れて植物を植え込むためのもので、上部が開口した容器状に形成されたものである。

30 【0007】前記仕切部5は、前記プランタ3より高く、かつ、該プランタに植えられた植物2を隠さない程度の高さ形成されたもので、前記境界部に沿って延在するようにして設けられる。また、前記仕切部5は、樹脂、金属、コンクリート、レンガ、セラミックス、陶磁器、木等、どのような材料で形成してもよいが、樹脂で形成した場合、押し出し成形法によって、長尺な仕切部を容易に形成することができる。

40 【0008】請求項1のバルコニー等の緑化構造にあっては、バルコニーあるいは屋上の床面1の一部に設けられた載置部4に、植物2が植えられたプランタ3を載置することによって、該プランタ3自体は前記仕切部5によって隠され、一方、プランタ3に植えられた植物2は仕切部5から上方に突出しており、しかも、該植物2は仕切部5によって、載置部4以外の床面1aから分離しているため、あたかも花壇に植えられた植物のように美しい景観となる。

50 【0009】また、前記載置部4に、植物2が植えられたプランタ3を載置するだけで、バルコニーや屋上に容易に植栽が施され、また、プランタ3を取り替えるだけで、容易に植替が可能となる。

【0010】請求項2のバルコニー等の緑化構造は、例えば、図2および図5に示すように、請求項1において、前記仕切部5を複数の仕切部ピース11a、11b、11c、11d、11eを接続することによって構成したものである。前記仕切部ピースは、横断面が同形

状になるように形成してもよいし、異なる形状になるように形成してもよい。横断面が同形状になるように形成した場合は、それらを接続することによって、一定幅、一定高さの仕切部5を容易に形成することができ、また、横断面が異なる形状になるようにして形成した場合、それらを適宜接続することによって、所定の位置で、所望の幅、高さを有する仕切部を容易に形成することができる。

【0011】また、前記仕切部ピースの端面は、図6および図7に示すように、側面に対して直角に形成したり、または、側面に対して所定の角度（例えば45°）で形成する。仕切部ピース11a, 11b, 11cの端面を側面に対して直角に形成した場合、仕切部ピースどうしを、その端面どうしを接合することによって、直線状に接続することができる。また、仕切部ピース11b, 11c, 11d, 11eの端面を側面に対して所定の角度で形成した場合、仕切部ピースどうしを、その端面どうしを接合することによって、所定の角度で接続することができる。

【0012】請求項2のバルコニー等の緑化構造においては、仕切部5を複数の仕切部ピース11a, 11b, 11c, 11d, 11eを接続することによって、所望の長さ、幅、高さを有する仕切部5が容易に形成され、これによって、バルコニーあるいは屋上の床面の平面的な大きさや形状に対応した、仕切部を容易に形成することが可能となる。

【0013】請求項3のバルコニー等の緑化構造は、例えば図2および図4に示すように、請求項1～3のいずれかにおいて、前記プランタ3が載置された載置部4を、前記床面1の縁部側1b, 1cに配置したものである。前記載置部4を床面1の縁部側に配置する場合、該床面の縁部全てに配置してもよいし、縁部の一部に配置してもよい。また、前記床面1の縁部には、建物側に位置する部位に、建物の外壁が位置しており、また、外側に位置する部位に、手摺り8や手摺り壁等が位置している。

【0014】請求項3のバルコニー等の緑化構造においては、前記載置部4が床面1の縁部側に配置されているので、床面1の内側が活動や休息の場所として有効利用される。また、床面1の縁部に位置する建物の外壁や手摺り壁または手摺りの一部が、載置部4に載置されたプランタ3の植物2によって隠されるので、バルコニー等の緑化を効果的に図れる。

【0015】請求項4のバルコニー等の緑化構造は、図2および図4に示すように、請求項1～3のいずれかにおいて、前記プランタ3が載置された載置部4を、前記床面1の縁部側のうち、外側に位置する縁部側1b, 1cに配置したものである。前記外側に位置する縁部側1b, 1cとは、前記床面1が建物の外壁から突出しているバルコニーにおいて、手摺り8や、手摺り壁等が形成

されている外側の縁部側をいう。

【0016】請求項4のバルコニー等の緑化構造においては、前記プランタ3が載置された載置部4が、前記床面1の縁部側のうち、外側に位置する縁部側に配置されているので、床面1の外側の縁部以外の床面が活動や休息の場所として広く利用される。また、前記載置部4に載置されたプランタ3の植物2に、日光がよく当たるので、植物の育ちがよく、また、植物2を日光の当たった明るい雰囲気で見賞できる。

10 【0017】請求項5のバルコニー等の緑化構造は、図1に示すように、請求項1～4のいずれかにおいて、前記プランタ3が載置された載置部2以外の床面1a上に床材10を敷設したものである。前記床材10は、例えば上面にタイル等が張られて仕上げ加工が施されているテラスボード（商品名）が好適に使用されるが、該テラスボードの他、ALC板、合板、鉄板等を使用してもよい。

20 【0018】請求項5のバルコニー等の緑化構造においては、前記プランタ3が載置された載置部4以外の床面上、すなわち、人が活動したり休息したりする床面上に床材が敷設されているので、該床面1に施された防水処理層6が床材10によって覆われて、保護されることになる。したがって、前記防水処理層6が劣化し難く、また、人の出入りや物の搬入、搬出等の際に、傷付くこともない。

30 【0019】請求項6のバルコニー等の緑化構造は、図2に示すように、請求項5において、前記床材10を、複数の床材ユニットピース10a...で構成したものである。前記床材ユニットピース10aの平面的な形状は、例えば、正方形、長方形等が挙げられるが、この形状に限るものではない。

【0020】請求項6のバルコニー等の緑化構造においては、前記プランタ3が載置された載置部4以外の床面上に、複数の床材ユニットピース10a...を敷き詰めることによって、床面の平面的な形状、大きさに対応した床材10を容易に敷設することができる。

【0021】

40 【発明の実施の形態】以下、図面を参照して本発明のバルコニー等の緑化構造の実施の形態の一例について説明する。本例のバルコニーの緑化構造は、図1に示すように、バルコニーの床面1が防水処理され、この防水処理された床面上の一部に、植物2が植えられたプランタ3...が載置され、このプランタ3が載置された載置部4と、その他の床面1aとの境界部に、仕切部5が設けられた構成となっている。

50 【0022】前記床面1の防水処理は、該床面1上に防水シート6を敷設することによって行われており、この防水シート6は、前記載置部4を含む床面1全体に敷設されている。前記プランタ3は、その中に用土を入れて植物3を植え込むためのもので、上部が開いた容器状



切部5によって、載置部以外の床面1aから分離しているので、あたかも花壇に植えられた植物2のように観え、美しい景観を造りだすことができる。また、前記載置部4に、植物2が植えられたプランタ3を載置するだけでバルコニー容易に植栽を施すことができ、また、プランタ3を取り替えるだけで、植栽を容易に植替ることができる。

【0032】なお、上記の例では、プランタ3を載置する載置部4は、バルコニーの床1の外側に位置する縁部側1b, 1cに配置したが、外壁側に位置する縁部側に配置してもよく、さらには、建物の屋上等の広い場所に、載置部4を配置する場合、屋上の床面の縁部側に配置してもよいし、屋上の床面の内側に配置してもよい。

【0033】

【発明の効果】以上説明したように、本発明の請求項1のバルコニー等の緑化構造は、バルコニーまたは屋上の床面を防水処理し、この防水処理した床面上の一部に、植物が植えられたプランタを載置し、このプランタが載置された載置部と、その他の前記床面との境界部に、前記プランタより高い仕切部を設けたものであるから、プランタ自体は前記仕切部によって隠され、一方、プランタに植えられた植物は仕切部から上方に突出しているもので、観賞することができ、しかも、該植物は仕切部によって、載置部以外の床面から分離しているので、あたかも花壇に植えられた植物のように観え、美しい景観を造りだすことができる。また、前記載置部に、植物が植えられたプランタを載置するだけで、容易に植栽を施すことができ、また、プランタを取り替えるだけで、植栽を容易に植替ることができる。

【0034】請求項2のバルコニー等の緑化構造は、請求項1において、前記仕切部を複数の仕切部ピースを接続することによって構成したものであるから、所望の長さ、幅、高さを有する仕切部を容易に形成することができ、よって、バルコニーあるいは屋上の床面の平面的な大きさや形状に対応した仕切部を容易に形成することができる。

【0035】請求項3のバルコニー等の緑化構造は、請求項1～3のいずれかにおいて、前記プランタが載置された載置部を、前記床面の縁部側に配置したものであるから、床面の内側を活動や休息の場所として有効に利用することができる。また、床面の縁部に位置する建物の外壁や手摺り壁または手摺りの一部が、載置部に載置されたプランタの植物によって隠されるので、バルコニー等の緑化を効果的に図ることができる。

【0036】請求項4のバルコニー等の緑化構造は、請求項1～3のいずれかにおいて、前記プランタが載置さ

れた載置部を、前記床面の縁部側のうち、外側に位置する縁部側に配置したものであるから、床面の外側の縁部以外の床面を活動や休息の場所として広く利用することができる。また、前記載置部に載置されたプランタの植物に、日光がよく当たるので、植物の育ちがよく、また、植物を日光の当たった明るい雰囲気で見賞することができる。

【0037】請求項5のバルコニー等の緑化構造は、請求項1～4のいずれかにおいて、前記プランタが載置された載置部以外の床面上に床材を敷設したものであるから、該床面に施された防水処理層が床材によって覆われて保護されるので、該防水処理層の劣化を防止することができ、また、人の出入りや物の搬入、搬出等の際における防水処理層の損傷を防止することができる。

【0038】請求項6のバルコニー等の緑化構造は、請求項5において、前記床材を、複数の床材ユニットピースで構成したものであるから、前記プランタが載置された載置部以外の床面上に、複数の床材ユニットピースを敷き詰めることによって、床面の平面的な形状、大きさに対応した床材を容易に敷設することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明のバルコニー等の緑化構造の一例を示すもので、該緑化構造の要部の断面図である。

【図2】同、緑化構造を示す平面図である。

【図3】同、緑化構造における載置部の他の配置例を示す平面図である。

【図4】同、緑化構造をバルコニーとともに示す断面図である。

【図5】同、仕切部ピースによって、仕切部を形成している状態を示す斜視図である。

【図6】同、仕切部ピースの一例を示す斜視図である。

【図7】同、仕切部ピースの他の例を示す平面図である。

【図8】同、屋内側から見たバルコニーの緑化構造を示す斜視図である。

【符号の説明】

1 バルコニーの床面

2 植物

3 プランタ

40 4 載置部

5 仕切部

6 防水シート

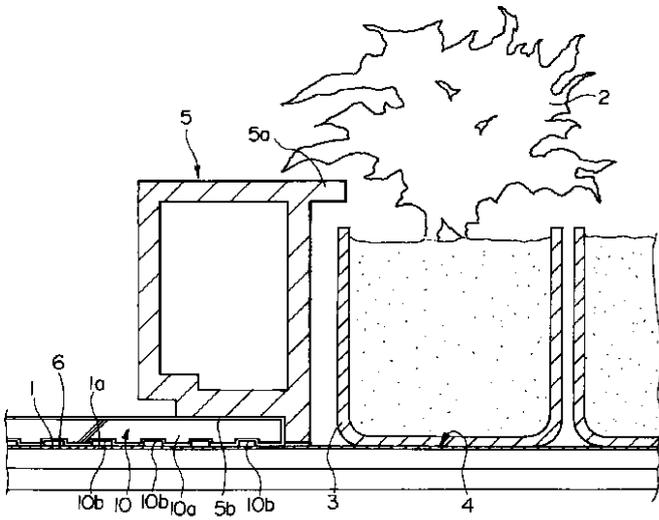
10 床材

10a 床材ユニットピース

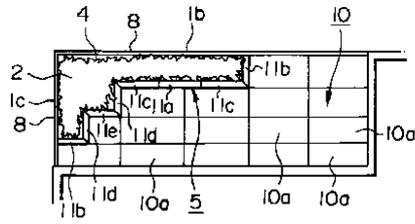
11a, 11b, 11c, 11d, 11e 仕切部ピース

ス

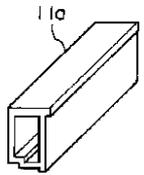
【図1】



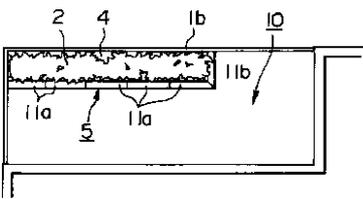
【図2】



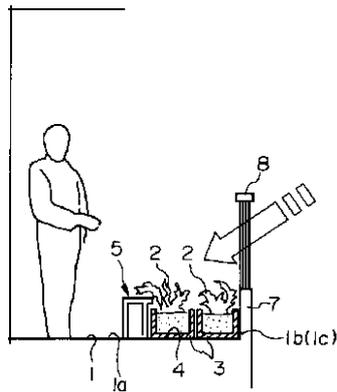
【図6】



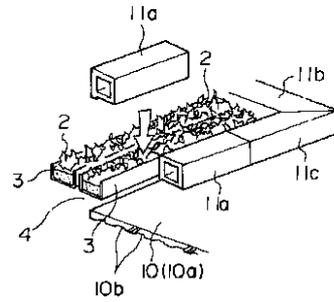
【図3】



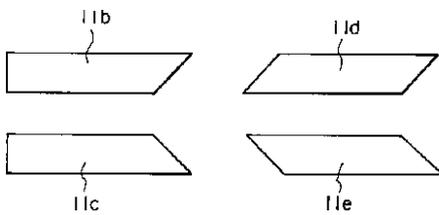
【図4】



【図5】



【図7】



【図8】

